証券コード 4428
2020年3月11日

株 主 各 位

大阪市北区梅田一丁目12番12号
東京建物梅田ビル5階
株式会社シノプス
代表取締役 南谷 洋志

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1．日　　時　2020年3月27日（金曜日）午前10時
2．場　　所　大阪市北区梅田一丁目12番12号
東京建物梅田ビル地下2階　ＡＰ大阪駅前梅田1丁目　ＡＰホールⅡ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3．目的事項
報告事項　第33期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎インターネットによる開示について
・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
・本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。（当社ウェブサイト　https://www.sinops.jp）
◎本総会終了後に、同会場にて会社説明会の実施を予定しております。
◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

2019年１月から2019年12月における小売業市場は145兆420億円となり、前年比0.1％増と堅調な推移を見せております（注）。食品流通業界におきましては、実質賃金の伸び悩み等の影響により消費者の生活防衛・節約志向は依然として強く、小売業においても業種・業態の垣根を越えた競争の激化、人手不足とこれに伴う労働コストの上昇、物流費の高騰等から引き続き厳しい事業環境となりました。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）の採択に基づいた食品ロス削減運動も社会問題として対応が急がれております。そのため、省力化・食品ロスの削減に貢献できる当社の自動発注システムに対するニーズが高まっており、今後もさらなる市場拡大が見込めます。

このような環境のもと、関東圏を中心に日本全国への営業強化を図り、小売業市場全体における「sinops」のシェア拡大に努めてまいりました。また、日配食品に加えて惣菜やパンといった新しいカテゴリ向けの自動発注システム開発も進め、食品ロスの削減効果をさらに高めてまいりました。

その結果、当社の導入実績は、2019年12月31日時点で契約企業数76社（前期比４社増）、稼働拠点数5,055拠点（前期比660拠点増）に増加し、店舗展開が順調に拡大しております。当事業年度における売上高は1,081,000千円（前期比18.2％増）、営業利益は301,093千円（同30.3％増）、経常利益は301,082千円（同40.2％増）、当期純利益は192,735千円（同48.8％増）となりました。

（注）　出所　経済産業省「商業動態統計速報」

売上分類別の売上高は以下のとおりであります。

売上分類	第32期（千円）	第33期（千円）	増減額（千円）	増減率（%）
パッケージ	325,345	465,209	139,863	43.0
導入支援	177,476	130,557	△46,918	△26.4
サポート	189,826	223,359	33,533	17.7
レンタル	221,852	261,873	40,021	18.0
合計	914,499	1,081,000	166,500	18.2

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、91,750千円であります。

その主な内容は、sinops事業における販売用ソフトウエア開発による無形固定資産の取得78,851千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、第三者割当増資により122,521千円の資金調達を行いました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 30 期 (2016年12月期)	第 31 期 (2017年12月期)	第 32 期 (2018年12月期)	第 33 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売　　上　　高(千円)	738,202	838,397	914,499	1,081,000
経　常　利　益(千円)	109,750	150,348	214,783	301,082
当　期　純　利　益(千円)	70,681	108,201	129,499	192,735
１株当たり当期純利益（円）	14.93	21.84	26.02	32.16
総　　資　　産(千円)	480,832	602,111	1,246,885	1,568,037
純　　資　　産(千円)	198,972	319,225	980,065	1,308,735
１株当たり純資産額（円）	39.27	61.55	166.94	214.92

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
２．当社は2018年４月１日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を、2019年８月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。第30期（2016年12月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 対処すべき課題

当社は、以下４点を重要な経営課題と認識しております。

① 全国でのシェア率向上

当社のターゲットは、在庫の最適化を課題としている企業、つまり、消費財を扱うすべての流通業が対象となります。特に売上高400億円以上の小売業が主要ターゲットであり、小売業市場における当社の需要予測型自動発注システム「sinops-R」は多数の顧客に導入いただいております。今後は、すでにシェア率30％以上（注１）を占める関西圏・四国圏以外にも、2017年度に新規開設した東京営業所を中心に、国内最大商圏である関東圏やその他東日本エリアでのシェア率を伸ばす活動にリソースを集中しております。

② 食品業界以外でのデマンド・チェーン・マネジメント（注２）実現

当社では、小売業・卸売業・製造業の在庫に関わる情報を一気通貫でつなげるデマンド・チェーン・マネジメントの確立を目指しております。現在はターゲット企業でのシェア率を14.0％から40％以上にすることに注力し、食品業界でのデマンド・チェーン・マネジメント実現に向けての取組みを開始しております。今後、食品業界のみならず、医薬品・雑貨・衣類業界等々あらゆる業界でデマンド・チェーン・マネジメント構築を展開していくための準備を進めております。

③ 製品・サービス品質向上

当社は、日配食品・パン・惣菜等の難易度が高い商品カテゴリーにおける自動発注システム導入を成功させ、競合他社と差別化を図ってまいりました。その一方で、当社の製品・サービスの高度化に伴い、当社サービスの導入難易度が高くなってきていることが問題となっております。そこで、エキスパート法によるAI機能（注３）を搭載した「sinops-R6」の開発やパートナー企業との提携を強化することで、導入難易度の低下、操作性向上、24時間のサポートサービス体制の実現といったサービス品質向上に努めております。

④ 優秀な人材の確保及び育成

当社はより一層の事業拡大のため、毎年10～20％程度を増員する計画を立てております。また、一部の人材に集中していたノウハウの共有、教育制度の充実、評価制度の見直し等を行い、組織としての人材育成力の強化を積極的に推進しております。

（注１）シェア率は、以下計算式で算出しております。
シェア率（％）＝「sinops」導入企業の年間売上高計÷ターゲット企業の年間売上高計
※ターゲット企業とは、ダイヤモンド・チェーンストア「1000社ランキング」に掲載されている売上高400億円以上の小売業（百貨店、コンビニを除く）

（注２）デマンド・チェーン・マネジメント
需要側（消費者等）から得られる情報を基点として商品開発、生産・供給計画、流通、販売体制等を統合的に編成する情報管理システムのことです。具体的には、POSデータ等の情報をもとに需要予測を行い、生産管理や在庫管理を最適化することを目指すシステムです。

（注３）エキスパート法によるAI機能

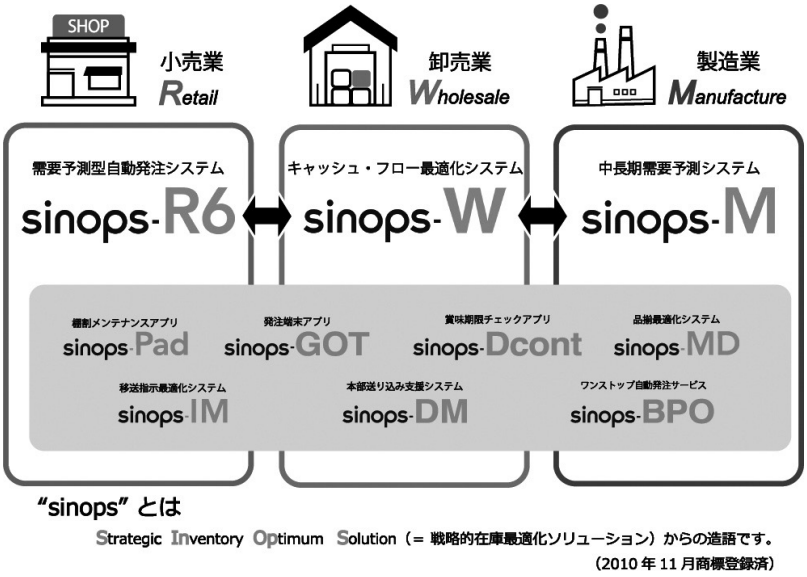
エキスパート法とは、専門知識のない素人あるいは初心者でも専門家と同じレベルの問題解決が可能となるよう、その領域の専門知識をもとに動作するコンピュータシステムのことです。システムは専門家のかわりに特定の分野に特化した知識をもとに推論を行い、専門家のようにアドバイスや診断を行います。

⑷ **主要な事業内容**（2019年12月31日現在）

当社は「世界中の無駄を10%削減する」というビジョン実現のために、小売業・卸売業・製造業の流通三層の在庫を最適化するためのソフトウェアパッケージ群「sinopsシリーズ」を展開しております。

なお、当社は、sinops事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

■「sinopsシリーズ」の事業領域



“sinops” とは

Strategic Inventory Optimum Solution（= 戦略的在庫最適化ソリューション）からの造語です。

（2010 年 11 月商標登録済）

⑸ **主要な営業所**（2019年12月31日現在）

事業所	所在地
本社	大阪市北区梅田一丁目12番12号　東京建物梅田ビル５階
東京営業所	東京都千代田区有楽町一丁目10番１号　有楽町ビル３階324

⑹ **使用人の状況**（2019年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名	10名増	34.2歳	3.6年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

⑺ **主要な借入先の状況**（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社池田泉州銀行	5,843千円

⑻ **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2019年４月１日付で、商号を株式会社シノプスに変更いたしました。

2．株式の状況（2019年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 19,848,000株

⑵ **発行済株式の総数** 6,030,000株

⑶ **株主数** 1,165名

⑷ **大株主（上位11名）**

株主名	持株数	持株比率
合同会社南谷ホールディングス	2,000,000株	33.17%
南谷純	470,000株	7.79%
南谷のどか	470,000株	7.79%
加藤めぐみ	470,000株	7.79%
南谷清江	400,000株	6.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	240,100株	3.98%
南谷洋志	210,000株	3.48%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	108,900株	1.81%
第一生命保険株式会社	104,000株	1.72%
情報技術開発株式会社	100,000株	1.66%
株式会社日本アクセス	100,000株	1.66%

（注）1．2019年1月17日付のオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株発行により、発行済株式の総数は37,200株増加しております。

2．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は16,400株増加しております。

3．2019年8月1日付にて実施した株式分割（1株を5株に分割）に伴い、発行可能株式総数は15,878,400株増加しております。

4．2019年8月1日付にて実施した株式分割（1株を5株に分割）に伴い、発行済株式の総数は4,824,000株増加しております。

5．持株比率は自己株式（45株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2016年３月19日	2017年３月28日
新株予約権の数		20個	17個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　20,000株 （新株予約権１個につき1,000株）	普通株式　17,000株 （新株予約権１個につき1,000株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり 100円	新株予約権１個当たり 300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 130,000円 （１株当たり130円）	新株予約権１個当たり 200,000円 （１株当たり200円）
権利行使期間		2016年７月１日から 2026年６月30日まで	2017年５月１日から 2027年４月30日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	新株予約権の数　８個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　10個 目的となる株式数　10,000株 保有者数　1名
	社外取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－	新株予約権の数　－ 目的となる株式数　－ 保有者数　－
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　８個 目的となる株式数　8,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　７個 目的となる株式数　7,000株 保有者数　２名

（注）１．新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではありません。
なお、その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

２．2017年12月期から2019年12月期までの期間中いずれかの期の営業利益が250百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができるものとしております。
なお、その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによります。

３．2018年４月１日付の株式分割（普通株式１株につき200株の割合）、2019年８月１日付の株式分割（普通株式１株につき５株の割合）により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	南谷洋志	
常務取締役	林亨	営業部長
取締役	岡本数彦	技術部長
取締役	島井幸太郎	管理部長
取締役	角田吉隆	アトムス代表
取締役（監査等委員・常勤）	畠山隆雄	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
取締役（監査等委員）	木村安壽	木村公認会計士事務所所長
取締役（監査等委員）	南山学	株式会社チアフルプランニング代表取締役社長

（注）1．取締役角田吉隆氏、取締役（監査等委員）木村安壽氏及び取締役（監査等委員）南山学氏は、社外取締役であります。

2．取締役（監査等委員）木村安壽氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3．取締役（監査等委員）畠山隆雄氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するためであります。

4．当社は、取締役角田吉隆氏並びに取締役（監査等委員）木村安壽氏及び南山学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当社は執行役員制度を導入しており、2019年12月31日現在における執行役員の状況は以下のとおりであります。

会社における地位	氏名	担当
執行役員	永山友和	技術部

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役角田吉隆氏及び各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。

⑶ 取締役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （1）	64,386千円 （3,600千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （2）	18,600 （10,350）
合計 （うち社外役員）	8 （3）	82,986 （13,950）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2018年３月28日開催の第31期定時株主総会において、年額120百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

３．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年３月28日開催の第31期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役角田吉隆氏は、個人事業アトムスを開業しております。当社とアトムスとの間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）木村安壽氏は、木村公認会計士事務所所長であります。当社と木村公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。

・取締役（監査等委員）南山学氏は、株式会社チアフルプランニングを設立し、その代表取締役社長であります。当社と株式会社チアフルプランニングとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　角田吉隆	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に流通業界のITに関する豊富な知識・経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
取締役（監査等委員）　木村安壽	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。
取締役（監査等委員）　南山学	当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、専門小売業の業界知識や経営者経験をもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に経営面や人事面における意見を述べております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　**太陽有限責任監査法人**

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,400千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法等関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

6．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積をすることを基本方針としております。

なお、当社は、会社法第459条の規定に基づき、機動的な剰余金の配当の実施を可能とするため、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨ならびに剰余金の配当を決定する場合の基準日を毎年12月31日および６月30日の年２回とする旨を定款に定めています。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,316,038**	**流動負債**	**255,994**
現金及び預金	796,570	買掛金	7,851
受取手形	145,772	1年内返済予定の長期借入金	5,843
売掛金	340,470	未払金	41,576
仕掛品	14,963	前受金	50,106
前払費用	16,346	預り金	11,136
その他	1,914	未払法人税等	91,252
固定資産	**251,998**	未払消費税等	29,982
有形固定資産	**18,885**	製品保証引当金	18,245
建物	7,675	**固定負債**	**3,307**
船舶	0	退職給付引当金	3,307
工具、器具及び備品	11,209	**負債合計**	**259,302**
無形固定資産	**121,633**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	49,291	**株主資本**	**1,295,983**
ソフトウエア仮勘定	72,056	**資本金**	**405,096**
その他	286	**資本剰余金**	**365,526**
投資その他の資産	**111,480**	資本準備金	365,526
長期前払費用	41	**利益剰余金**	**525,459**
繰延税金資産	16,211	その他利益剰余金	525,459
その他	95,227	繰越利益剰余金	525,459
		自己株式	**△99**
		新株予約権	**12,751**
		純資産合計	**1,308,735**
資産合計	**1,568,037**	**負債純資産合計**	**1,568,037**

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,081,000**
売上原価		**429,308**
売上総利益		**651,691**
販売費及び一般管理費		**350,598**
営業利益		**301,093**
営業外収益		
受取利息	7	
受取手数料	45	
保険配当金	50	
受取保険料	120	
物品売却益	70	
保険事務手数料	51	
その他	2	346
営業外費用		
支払利息	89	
売上割引	211	
為替差損	47	
その他	8	357
経常利益		**301,082**
特別利益		
新株予約権戻入益	268	268
税引前当期純利益		**301,351**
法人税、住民税及び事業税	108,235	
法人税等調整額	381	108,616
当期純利益		**192,735**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月17日

株式会社シノプス
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒井　巌　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　土居　一彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シノプスの2019年１月１日から2019年12月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

１）事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

２）計算書類およびその附属明細書の監査結果

太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年２月20日

株式会社シノプス　監査等委員会

常勤監査等委員　畠　山　隆　雄　㊞

監査等委員　木　村　安　壽　㊞

監査等委員　南　山　　学　㊞

（注）監査等委員木村安壽および南山学は、会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社取締役会の諮問機関である指名委員会での審議を経て、当社の監査等委員会が取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	 南谷洋志（みなみたにひろし） （1954年10月24日生）	1978年４月　大都商事株式会社 （現ダイトロン株式会社）入社 1982年１月　須磨電子産業株式会社入社 1987年10月　当社設立、代表取締役（現任） 2017年12月　合同会社南谷ホールディングス設立、 代表社員（現任）	210,000株
	候補者とした理由 創業時から当社の代表取締役を務め、当社成長の基盤を築いてきました。 将来を見据えたビジョンと豊富な経験に基づく判断力が当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>
林（はやし）　亨（とおる）
（1972年7月20日生）</td><td>1995年４月　株式会社イシダ入社
2001年４月　山陽イシダ株式会社兵庫営業所所長
2004年５月　同　取締役営業部長
2011年５月　四国イシダ株式会社
取締役営業部長
2012年５月　同　代表取締役
2016年７月　当社常務取締役営業部長（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">候補者とした理由
パートナー企業であるイシダグループにて、「sinops-R」の営業に13年間たずさわり、2016年７月１日以降、当社常務取締役営業部長として営業成績向上に努めてまいりました。これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>
岡本（おかもと）　数彦（かずひこ）
（1974年５月25日生）</td><td>1997年４月　株式会社アーティフィッシャル・
インテリジェンス入社
2001年10月　エイ・アイサービス株式会社入社
2004年４月　当社入社
2012年７月　同　執行役員営業部長
2016年７月　同　執行役員ソリューション部長
2018年１月　同　執行役員製品改善部長
2019年１月　同　執行役員技術部長
2019年３月　同　取締役技術部長（現任）</td><td>9,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">候補者とした理由
当社入社以来、営業・導入支援・技術といった全ての業務執行部門に従事し、「sinops」全般に関する豊富な知識・業務経験に基づいた判断及び業務執行の役割を果たしてまいりました。さらに、経営者目線での判断力や対応力に優れていることから、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	 島井　幸太郎 （1984年3月29日生）	2008年４月　株式会社インテリジェンス入社 2010年１月　当社入社 2016年12月　同　執行役員管理部長 2019年３月　同　取締役管理部長（現任）	16,500株
	候補者とした理由 当社入社以来、管理部門全般の業務に従事し、管理面に限らず当社主要製品や業界動向にも幅広い知識を有しています。さらに、社内合理化に向けての外部ツールの導入に積極的であり、充分な効果をあげていることから、引き続き取締役候補者としました。		
5	 角田　吉隆 （1955年４月17日生）	1978年４月　バロース株式会社入社 1981年11月　ユニー株式会社入社 2007年５月　同　執行役員 2017年６月　アトムス開業、代表（現任） 2018年３月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） アトムス代表	0株
	候補者とした理由 ユニー株式会社の情報システム部責任者として８年間「sinops-R」の導入に尽力し、その有効活用を実現しました。また、流通業界の情報システム分野における重鎮であり、流通業界における情報システムに関する豊富な知識と経験を有しております。これらのことから、当社のさらなる経営基盤の強化と企業価値の向上に対する助言や適切な監督機能を発揮いただいており、引き続き社外取締役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．角田吉隆氏は、社外取締役候補者であります。
３．角田吉隆氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
４．当社は角田吉隆氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
５．当社は角田吉隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

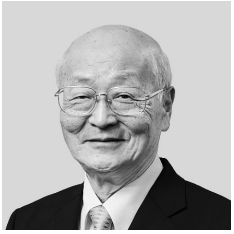
監査等委員である取締役３名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	 畠山　隆雄（はたけやま　たかお） （1955年７月21日生）	1986年10月　トーマツコンサルティング株式会社入社 2000年６月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2001年６月　人財活性化研究所開業、同所長（現任） 2013年４月　関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現任） 2015年８月　当社入社、管理部嘱託 2016年７月　同　監査役 2018年３月　同　取締役（常勤監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授	4,400株
	候補者とした理由 前職等で経営管理に関する豊富な知識と経験を有しており、2016年７月から当社監査役を務め、2018年３月からは当社監査等委員である取締役を務めております。これらの知識と経験が監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	 木村安壽（きむらやすとし） （1949年4月3日生）	1973年11月　等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1977年９月　公認会計士登録（現任） 1991年７月　トーマツコンサルティング株式会社代表取締役社長 1995年７月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 1999年９月　木村公認会計士事務所開業、同所長（現任） 2005年４月　関西学院大学専門職大学院経営戦略研究所会計専門職専攻教授 2009年10月　当社監査役 2018年３月　同　取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 木村公認会計士事務所所長	17,000株
	候補者とした理由 過去にコンサルティング会社代表取締役社長としての経験もあり、さらに公認会計士としての専門的な知識や経験に基づき、現在当社の監査等委員である社外取締役として独立した立場から経営を監査しており、これらの知識と経験が、監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	 みなみ　やま　まなぶ 南　山　学 （1958年12月５日生）	1981年４月　株式会社ワールド入社 2001年６月　同　取締役 2010年４月　株式会社メガスポーツ代表取締役社長 2016年12月　株式会社チアフルプランニング代表取締役社長（現任） 2018年３月　当社取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社チアフルプランニング代表取締役社長	2,500株
	候補者とした理由 株式会社メガスポーツの代表取締役社長として、「sinops-R」を導入し、その有効活用を果たされたという経験から、業界情報・経営者感覚等を駆使し、独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．木村安壽氏及び南山学氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．木村安壽氏及び南山学氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって２年となります。
４．当社は畠山隆雄氏、木村安壽氏及び南山学氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
５．当社は木村安壽氏及び南山学氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬限度額は、2018年３月28日開催の第31期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額120百万円以内（うち、社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額60百万円以内と決議いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えること及び当社の健全な経営を推進すること並びに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給する金銭報酬の総額は年額40百万円以内（うち、社外取締役分は６百万円以内）、監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬の総額は年額20百万円以内といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については報酬委員会の審議及び監査等委員である取締役の協議を経て決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち、社外取締役１名）、監査等委員である取締役は３名ですが、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち、社外取締役１名）、監査等委員である取締役は３名となります。

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。本制度により当社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して発行又は処分する普通株式の総数は年20,000株（うち、社外取締役分は年3,000株）、監査等委員である取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年10,000株を上限とします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものとします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の１株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本役務提供期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間が満了する前に、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

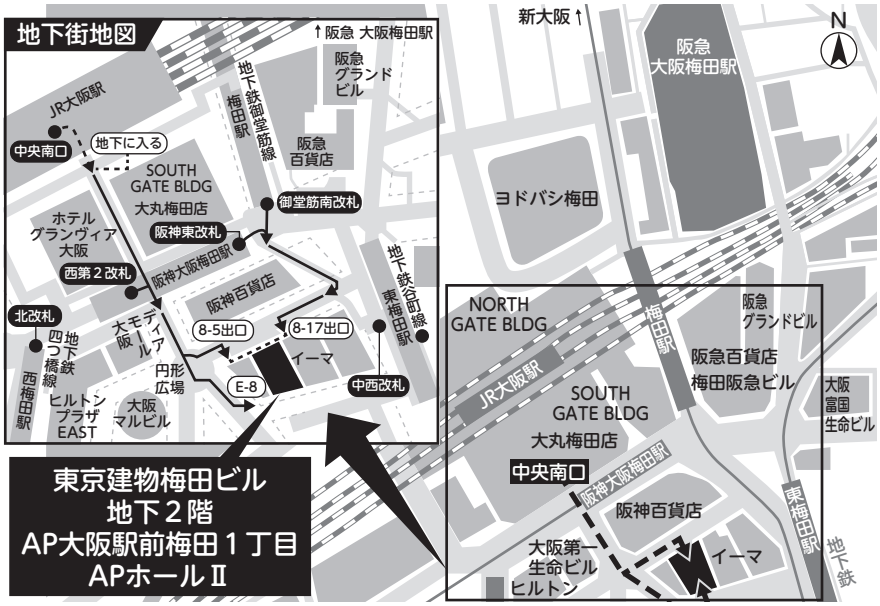
（ご参考）

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対して上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田一丁目12番12号
東京建物梅田ビル地下２階
ＡＰ大阪駅前梅田１丁目
ＡＰホールⅡ



交通　ＪＲ各線「大阪駅」、各線「梅田駅」より徒歩約10分
※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。